

院内感染防止対策指針

平成 24 年 12 月 1 日改正

当院における院内感染防止対策を進めるため、本指針を定める。

第 1 条 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を策定する。

第 2 条 院内感染防止対策委員会（以下対策委員会）の設置及び運営・管理

(1) 対策委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

病院長
副院長
診療部長
事務長
薬局長
看護師長
検査科の責任者

(2) 院内感染防止対策についての協議・推進

- ① 院内感染防止対策指針及びマニュアルの作成・見直し
- ② 院内感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ③ 職員研修の企画
- ④ 院内感染発生時における、速やかな発生原因の究明、改善策の立案、及び院内感染防止を実施するための全職員への周知徹底
- ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項

(3) 対策委員会は毎月 1 回程度、次の通り開催する。

- ・ 定例日：毎月第 2 週の月曜日
- ・ 緊急開催：緊急時はその都度開催する

(4) 対策委員会は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できるものとする。

(5) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

(6) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は 7 日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

- ①一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- ②厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む)

第3条 職員研修

- (1)職員研修は院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2)職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3)研修の開催結果及び参加実績を記録・保存する。

第4条 院内感染発生時の対応

- (1)MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、対策委員会で再確認等して活用する。
- (2)院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第5条 院内感染防止対策マニュアル

別紙、院内感染防止対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 患者への情報提供と説明

- (1)当該指針は受付に保管し、患者が閲覧できるようにする。指針に関する問い合わせには、対策委員が対応する。
 - (2)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第7条 その他の医療機関内における院内感染防止対策の推進

- (1)感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口(厚生労働省委託導業)にFAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。また、昨年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので、活用する。

<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>

- (2)その他、医療機関内における院内感染防止対策を推進する。